

美里町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した同条第5項に基づく随時監査を実施した結果を、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和8年5月29日

美里町監査委員 相馬 光 喜

美里町監査委員 吉 田 二 郎

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

随時監査（令和7年度会計）

3 監査の対象

令和7年度の工事請負費100万円以上の工事の中から、その契約金額、工種、工事完了を考慮して次の工事を選定した。

- ① 令和7年度小牛田放課後児童クラブ施設新築工事 担当課 子ども家庭課
- ② 令和7年度青生コミュニティセンター多目的ホール空調設備改修工事
担当課 まちづくり推進課
- ③ 令和6年度不動堂地区（町道梅ノ木不動堂線）舗装工事
担当課 建設課
- ④ 令和6年度美里町十王山公園環境整備工事 担当課 建設課
- ⑤ 令和7年度美里町消防団第8分団第4班ポンプ小屋解体工事
担当課 防災管財課
- ⑥ 令和7年度美里町消防団第8分団第4班ポンプ小屋建築工事
担当課 防災管財課

4 監査の着眼点（評価項目）

- ① 計画及び設計は適切か。
- ② 積算は適切か。
- ③ 入札及び契約は適切か。

- ④ 起工にあたり決裁権者が適切に承認しているか。
- ⑤ 工事が契約どおりに行われているか

5 監査の実施内容

令和8年5月13日、現地査察を行った後、本庁舎議員控室において、工事主管課に關係書類の提出と内容説明を求めた。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、事業目的、背景、計画、設計、積算、入札、契約、施工、管理について特に指摘する事項はない。

また、契約書、見積書等關係書類及び帳簿は確實かつ的確に整備されており内容も適正である。